

平成29年 第6回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第2号) 9月22日 開議

美 瑛 町 議 会

## 議 事 日 程 ( 第 2 号 )

平成 2 9 年第 6 回美瑛町議会定例会

平成 2 9 年 9 月 2 2 日 午前 9 時 3 0 分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第 1 号 美瑛町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正  
について
- 第 3 議案第 2 号 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 3 号 過疎地域等における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部  
改正について
- 第 5 議案第 4 号 美瑛町農業技術研修センター条例の一部改正について
- 第 6 議案第 5 号 美瑛町定住促進住宅条例の一部改正について
- 第 7 議案第 6 号 平成 2 9 年度美瑛町一般会計補正予算について
- 第 8 議案第 7 号 教育委員会委員の任命について
- 第 9 議案第 8 号 請負契約の締結について
- 第 1 0 議案第 9 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 1 1 議案第 1 0 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第 1 2 議案第 1 1 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第 1 3 認定第 1 号 平成 2 8 年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 4 認定第 2 号 平成 2 8 年度美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 5 認定第 3 号 平成 2 8 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 6 認定第 4 号 平成 2 8 年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 7 認定第 5 号 平成 2 8 年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 8 認定第 6 号 平成 2 8 年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 9 認定第 7 号 平成 2 8 年度美瑛町水道事業会計決算の認定について
- 第 2 0 認定第 8 号 平成 2 8 年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について
- 第 2 1 報告第 1 号 専決処分について
- 第 2 2 報告第 2 号 債権の放棄について
- 第 2 3 意見書案第 5 号 高レベル放射性廃棄物の最終処分地選定に関する意見書について
- 第 2 4 意見書案第 6 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書  
について
- 第 2 5 意見書案第 7 号 適正な地方財政計画の策定を求める意見書について

- 第 2 6 意見書案第 8 号 北海道教育委員会「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し  
すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書に  
ついて
- 第 2 7 意見書案第 9 号 教職員の長時間労働是正を求める意見書について
- 第 2 8 議員の派遣について
- 第 2 9 所管事務調査の申し出について

○出席議員（14名）

1番	福原輝美子	議員
2番	中村俱和	議員
3番	京屋愛子	議員
4番	八木幹男	議員
5番	佐藤晴観	議員
6番	沢尻健	議員
7番	野村祐司	議員
8番	大坪正明	議員
9番	角和浩幸	議員
10番	穂積力	議員
11番	桑谷覺	議員
12番	佐藤剛敏	議員
13番	杉山勝雄	議員
議長	14番 濱田洋一	議員

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町 長	浜 田 哲 君
副 町 長	塚 田 聡 仁 君
副 町 長	石 井 典 夫 君
会 計 管 理 者	三 井 浩 君
税 務 課 長	三 井 浩 君
総 務 課 長	鈴 木 貴 久 君
政 策 調 整 課 長	今 瀧 毅 君
収 納 対 策 室 長	富 田 敏 博 君
住 民 生 活 課 長	三 田 村 尚 樹 君
保 健 福 祉 課 長	小 杉 昌 敏 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	森 法 子 君
保 育 セ ン タ ー 所 長	田 中 繁 美 君
経 済 文 化 振 興 課 長	今 野 聖 貴 君
文 化 ス ポ ー ツ 推 進 室 長	栗 原 行 可 君
農 林 課 長	保 田 仁 君
建 設 水 道 課 長	芝 生 公 之 君
水 道 整 備 室 長	中 島 二 郎 君
町 立 病 院 事 務 局 長	平 間 克 哉 君
総 務 課 長 補 佐	山 上 修 司 君
総 務 課 財 政 係 長	竹 本 匡 志 君
教 育 長	千 葉 茂 美 君
管 理 課 長	吉 川 智 巳 君
図 書 館 長	野 崎 千 恵 君
農 業 委 員 会 会 長	川 崎 章 道 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	川 合 実 智 代 君
代 表 監 査 委 員	大 西 宣 充 君
監 査 事 務 長	山 下 浩 史 君

○書記

事務局長 新村 猛 君  
係 長 佐藤 誉 修 君

---

開議挨拶

---

- 議長（濱田洋一議員） 皆さん、おはようございます。定例会最終日であります。昨日は一般質問10名ということで、皆さんそれぞれお疲れだと思いますが、最後の力を振り絞り、今日1日よろしくお願い申し上げます。
- 

開議宣告

---

- 議長（濱田洋一議員） 本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は14人であります。本日の議事日程は印刷物で配布のとおりであります。
- 

日程第1 会議録署名議員の指名について

---

- 議長（濱田洋一議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって2番中村俱和議員と11番桑谷覺議員を指名します。
- 

日程第2 議案第1号 美瑛町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について

---

- 議長（濱田洋一議員） 日程第2、議案第1号、美瑛町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、鈴木総務課長。

（総務課長 鈴木 貴久君 登壇）

- 総務課長（鈴木貴久君） おはようございます。議案第1号の提案理由について説明申し上げます。議案集は1頁になります。条例の改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の1頁、2頁になりますので、お開きになりご高覧願います。美瑛町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例は、地方公務員法の規定に基づき条例を制定しています。地方公務員法第28条には、職員の降任、免職、休職等、職員の分限免職について規定されており、同条第1項第3号に職員の適格性の欠如についてこの法律でうたわれておりますが、本条例においては、この条項を引用した規定がなされていないため、今回条文に追加し、あわせて第2条関係の文言を整理し、

本条例の一部を改正するものでございます。それでは議案を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

別冊資料の説明は省略させていただきます。以上で、議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（濱田洋一議員）　これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「はい」の声)

はい、9番角和議員。

○9番（角和浩幸議員）　9番でございます。おはようございます。本議案第1号は職員の分限に関する条例でございます。罷免、降任など重要な手続を定める条例でございますので、慎重な対応が求められていると思います。そこで、やや、他町村、近隣町村の同種の条例などを調べてみました。調べてみましたところ、同じようなこの第3項に、すでに地方公務員法第28条第1項3号の規定に沿う形で定めがございます、ございました。例えばでございます。東川町、近隣でございますけれども、第3項を朗読いたします。「任命権者が法第28条第1項第3号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職する場合は当該職員をその現に有する適格性を必要とする他の職に転任させることのできない場合に限るものとする。」という内容の規定になっております。ちなみに、これ、東川町ですけれども、東神楽町もやや文言は違いますが同じような内容、つまりですね、他の職に転任させることができない場合に罷免もしくは降任をすることができるという定めになっております。それに対しまして、今回のこの提案、美瑛町の条例で提案されているものは「任命権者の定める措置を行ったにもかかわらず、なお適格性を欠くことが明らかな場合でなければならない。」、適格性を欠くことが明らかな場合は、降任、免職することができるという規定になっております。やや似てはおりますけれども、他の条例は「他の職に転任させることができない」という、一つクッションを入れての定めというふうに私は理解しております。転任をさせるという、町からして、なお、この職員、対象となる職員がいた場合、すぐに罷免をするのではなくて、転任させてまだ活躍してもらおうという余地を残しているというふうにも読めるわけでございます。それに対しまして、本条例改正案は、いきなり適格性を欠けば罷免できると、降任できる、免職できるという、やや広い内容になってしまっているのではないかなと思います。上位法であります地方公務員法は、この第28条第3号は「前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合」と、やはりその職に欠く、その職に必要な適格性を欠くということでありまして、広く適格性だけではないというふうに読み取れるのでございますけれども、これは上位法である地方公務員法の趣旨をやや逸脱してしまっている恐れはないのかどうか、お尋ねをいたします。

(「はい」の声)



○議長（濱田洋一議員） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木貴久君） 今回の条例改正につきましては、先ほど説明、議案の提案をした内容のとおりでございます。今回の適格性を欠くものにつきましては、それぞれ条例の方では、第6条の方で、この条例に定める他、規則で定めるということになってございます。条例の方においてはこのように提案させていただいておりますけども、今後、規則においてその手続等につきまして詳細に作る、作成する予定でございます。その中に今のところ考えておりますのは、いきなり適格性を適用するものでなくて、抱かせるような問題行動を起こした場合に、注意、指導を繰り返し行う、繰り返し行ってそれでもだめな場合には研修を行う、研修を行うことによってまだだめで勤務実績と適格性にまだ疑いを抱かせるようなことがあった場合には警告処分、あなたはそのままこのような状態を続けていると分限処分を行いますよと、可能性がありそうですよっていうような警告書を発します。それから、状態が改善されないことによりようやくこちらの方で適格性の欠如ということを適用するような形になりますので、いきなり発するわけではないということでございます。したがって、今回の条例改正については一応このように入れさせていただいていますが、本職においてはそういった問題行動を起こす者は今のところ見当たっていないということで、このままでいきたいと思っております。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） はい、9番角和議員。

○9番（角和浩幸議員） 確認の意味も含めてでございますけれども、ただ今のご答弁の中で、慎重の上にも慎重に対応していくというご答弁でございましたので、ぜひ、職員さんの身分に関わる、直接関わることでございますので、慎重で厳格な適応をお願いしたいと思います。確認でございますけども、今もその意味のご答弁だったかなとも思いますが、本条例を改正するにあたりまして、特定の職員さん、あるいは個人を想定してのものではないと思いますが、最終的に確認をさせていただきたいと思っております。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） はい、鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木貴久君） 今後予想されることもあります。先ほど申し上げましたように、現時点ではそのような職員はいないところでございます。以上です。

○議長（濱田洋一議員） はい、他にありませんか。

（「はい」の声）

12番佐藤議員。

○12番（佐藤剛敏議員） 佐藤です。今の件についてなんです、この中で「指導その他の任命権者の定める措置」と、これは誰が行うのか、例えばそういった至った経緯には、役場の機構の中には懲罰委員会とか組織もあると思いますが、その辺の中で検討されていくのか、その

辺どのような運用をされるのかお聞きいたします。

(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） はい、鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木貴久君） こちらの注意、指導においては、担当課長がまず行いまして、そこでだめなら私のところに相談に来ることになっております。私の方でまた、再三、このような指導、注意、研修等を行っても適格性にまだ直らない状態であれば、懲罰委員会に発展していただくと思います。

(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） はい、12番佐藤議員。

○12番（佐藤剛敏議員） それでは、その担当課長、次、総務課長っていうその経過の中において、理事者の方には報告はどのようにされるのでしょうか。

(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） はい、鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木貴久君） これまでもそうですけども、問題行動等それぞれ少なからず、小さい部分あります。これについては、私の方でもれなく理事者の方に報告しております。

○議長（濱田洋一議員） はい、他にありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第2、議案第1号の件を採決します。議案第1号、美瑛町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第2号 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第3、議案第2号、美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

鈴木総務課長。

(総務課長 鈴木 貴久君 登壇)

○総務課長(鈴木貴久君) 議案第2号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は2頁になります。条例の改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の3頁、4頁になりますので、お開きになってご高覧願います。今回の条例改正は、下水道使用料の賦課漏れに関する事案発生を受けて、職員の懲戒処分等に伴い、特別職の給与について、平成29年10月分の支給額を町長にあっては20パーセント、副町長にあっては10パーセント削減するため、本条例の一部を改正するものです。実施時期は平成29年10月1日からとなります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

別冊資料の説明は省略させていただきます。以上で、議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。改正条例全文について、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「はい」の声)

7番野村議員。

○7番(野村祐司議員) 7番野村です。よろしくお願いいたします。今回の処分については、理事者も職員もそれぞれ自らを律して、再出発の意味と思いますが、次の事項について、4項目についてお伺いをいたします。

まず1項目であります。今回の職員の懲戒内容と処分の根拠について。

もう1項目であります。理事者の懲戒に至るまでの根拠について。

3点目であります。今回、時効分で逸失した金額、これは半分は賠償させることになっておりますが、このことについて。

もう1点であります。今回は、事務リスクから発生したことによる体制不備ということがあります。

この4項目についてお伺いをさせていただきます。第1項目であります。今回、処分を発したところは懲罰委員会を経由してということですが、今回の懲戒者についての職名、人数等は、懲罰委員会は守秘義務が高いと聞いておりますから、この辺がどこまで公表できるかはお任せをいたしますが、この項目についてお聞きをいたします。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、鈴木総務課長。

○総務課長(鈴木貴久君) 4点ほど質問いただきました。

まず1点目の職員の処分内容と根拠等、職員の人数等ということでございます。こちらにつ

きましては、職員の処分内容につきましては、当時昭和61年から平成27年までの事案においていた水道課、特に水道課にいた職員、それまで機構改革等いろいろやっておりますので、水道を主に事務していた担当管理職を対象としてございます。こちらにつきましては、まず人数ですけども、管理職、当時の管理職の職名で6名、係長以下職員で24名、管理職6名を訓告処分としております。それから、24名の係長以下職員につきましては、嚴重注意処分としてございます。それから、職員の処分の内容の根拠でございますけども、こちらにつきましては、美瑛町の懲罰委員会の職員の懲戒処分並びに訓告及び嚴重注意の措置に関する規定というのがございます。こちらの内容の中で、それぞれ処分等の内容がうたってございますけども、その中に3番の方に、訓告及び嚴重注意という項目がありまして、こちらに職員の行った非違行為等のうち、その他内容は特に懲戒処分に至らないものについては、これについて文書の提出を求めるとともに反省を促して、資質の向上と業務遂行の改善に資するために口頭により行うということで書いてございます。こちらにつきましては、先日、町の顧問弁護士の方に相談を受けて、こちらを適用した方がいいという確認をとっての処分でございます。

それから2つ目の理事者の処分の根拠でございます。こちらにつきましては、美瑛町の職員の懲罰委員会の権限外ということで、こちらについては、あくまでも職員の処分の委員会でございます。理事者につきましては、自ら今回のことを重大に受け止めまして、自ら申し出て条例改正になったところでございます。

それから3つ目の、処分の関係で時効になった分の半分のことについてでございますけども、こちらについては、昨日、一般質問の中で町長が答弁したとおりでございます。

次に4つ目の事務リスクからの、今後の体制整備ということでございますけども、こちらにつきましては昨日も申し上げておりますけれども、事務処理の確認を厳重に行って処理し、今回の下水道料金の関係でございますけども、町全体と捉えまして、職員個々の業務における意識改革、それから課長から職員に向けてその処分を受けた日に、同日発生しております。総務課においても、朝一番で私の方から職員に通告したところでございます。以上でございます。

(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） 7 番野村議員。

○7 番（野村祐司議員） 1 点目の職員の懲戒という部分でございますけど、これは内容については、定期昇給とか賞罰とか、そういうところまで及ぶものの内容になるんでしょうか。お伺いをいたします。

(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） はい、鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木貴久君） はい。こちらについては、定期昇給と賞罰等の対象には影響はないです。

(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） はい、7番野村議員。

○7番（野村祐司議員） 文書でとか口頭でとかいうことでありますので、わかりやすく言えば、この訓告、戒告、嚴重注意というのは、通例でいう説諭みたいなものと解釈してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） はい、鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木貴久君） はい。そのとおりでございます。先ほど申し上げましたように、これについて、その一つ上の重い処分が戒告となっております。こちらについて顧問弁護士の方に相談したところ、これについては、後々、戒告をやるよりも、訓告、嚴重注意処分、特に嚴重注意処分の方で言われたんですが、その一つ上の訓告を付けさせていただいたところがございます。

(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） 7番野村議員。野村議員、4回目ですので、トータルで3回ですので。他にありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第3、議案第2号の件を採決します。議案第2号、美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第3号 過疎地域等における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第4、議案第3号、過疎地域等における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

三井税務課長。

(税務課長 三井 浩君 登壇)

○税務課長(三井浩君) おはようございます。議案第3号の提案理由につきまして説明を申し上げます。議案集は3頁、改正要旨、新旧対照表は資料の5頁から7頁です。合わせてご参照願います。今回の改正は、農村地域工業等導入促進法の一部が改正され、固定資産税の課税免除に伴う交付税措置を規定する条項が削除されたことに伴い、同法を理由とする固定資産税の課税免除を定めた条文を整理するものであります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

資料の説明は省略させていただきます。以上で、議案第3号の提案理由の説明について説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。改正条例全文について、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第4、議案第3号の件を採決します。議案第3号、過疎地域等における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第4号 美瑛町農業技術研修センター条例の一部改正について

---

○議長(濱田洋一議員) 日程第5、議案第4号、美瑛町農業技術研修センター条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

保田農林課長。

(農林課長 保田 仁君 登壇)

○農林課長(保田仁君) おはようございます。議案第4号の提案理由につきましてご説明を申

し上げます。議案集につきましては4頁になります。条例の改正要旨は別冊資料の8頁、改正条文の新旧対照表は別冊資料の9頁になります。今回の条例の一部改正につきましては、農業技術研修センター「みのり」の既存の3つの加工研修室に加えて整備を進めている畜肉加工のための研修室にかかる使用料を新たに規定するものです。最初に議案を朗読させていただき、そのあと改正内容につきましてご説明をさせていただきます。

(議案の朗読を省略する)

それでは、別冊資料の条例の一部改正要旨によりご説明をさせていただきます。別冊資料の8頁をご覧くださいと思います。

1の改正要旨につきましては、冒頭に説明をしたとおりでありますので省略をさせていただきます。

2の改正の概要についてですが、加工原料の使用料区分に畜肉加工研修に使用する次の原料にかかる使用料を加え、合わせて現行の文言を整理するものです。1、畜肉、燻煙、1キログラムあたりの使用料300円。2、畜肉、非燻煙、1キログラムあたりの使用料200円。

3番目の施行期日、9頁の新旧対照表につきましては説明を省略をさせていただきます。

以上で議案第4号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。改正条例全文について、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第5、議案第4号の件を採決します。議案第4号、美瑛町農業技術研修センター条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第5号 美瑛町定住促進住宅条例の一部改正について

---

○議長(濱田洋一議員) 日程第6、議案第5号、美瑛町定住促進住宅条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

三田村住民生活課長。

(住民生活課長 三田村 尚樹君 登壇)

○住民生活課長（三田村尚樹君） おはようございます。議案第5号の美瑛町定住促進住宅条例の一部改正の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては5頁になります。別冊資料につきましては、10頁に改正要旨と改正概要、11頁に別表第1と別表第2の新旧対照表を掲載しております。

最初に別冊資料にて改正要旨、改正概要を説明させていただきます。改正要旨につきましては、美瑛町への移住を求める者に対し、本町が持つ自然環境や農村景観などの恵まれた地域資源の中、町内に定住先が決まるまでの仮の住まいを提供すべく、平成25年に本条例を制定いたしました。条例の施行後、旧消防住宅や旧教員住宅、空き家等の活用を継続的に定住促進住宅として整備を進め、現在は、市街地に5戸、郊外に5戸の計10戸の住宅を確保しており、町外から美瑛町に移住を希望する者の受け皿として活用しております。今後も町の財産を有効活用するとともに、町の活性化に向けた取り組みの一つとして移住定住対策事業を積極的に進められるよう、新たに町で購入した寿町の一般住宅を定住促進住宅として追加するものであります。

改正概要につきましては、住宅1戸分の追加により、第2条名称及び位置を別表第1に、第8条家賃の額を別表第2に規定するものであります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第5号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「はい」の声)

2番中村議員。

○2番（中村俱和議員） 2番中村です。今回、寿町住宅1号室、これは4万円という提案でございますが、この金額の根拠について伺います。これは結局、他の住宅の延長線上で決めたのか、または、他の民間の相場の延長線上で決めたのか。どうやって決めたんでしょうか、伺います。

(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） はい、三田村住民生活課長。

○住民生活課長（三田村尚樹君） 家賃の設定につきましては、平成25年に消防職員住宅を改修いたしまして、家賃を設定させていただきました。それから昨年度とか、住宅を追加してきましたので、建設年度だとかですね、規模だとか、その辺を含めまして、今までの定住促進住宅を比較しながら設定させていただきました。以上です。



(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） 2番中村議員。

○2番（中村俱和議員） この定住促進住宅ですね、に入りたいという方は多分、道内よりも道外の方が多いのではないかと推定しますが、問題になるのは、価格もそうですけども、もちろん価格もそうですけども、断熱性ですね。冬の暖房、これが気になるわけですが、断熱性については検証しているのでしょうか、伺います。

(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） はい、三田村住民生活課長。

○住民生活課長（三田村尚樹君） 断熱性につきましては、検証というか、正直、検証まではしてないんですけど、その建てた年度の住宅の仕様ですので、断熱改修等は正直しておりません。ですから、その建てた年度の断熱性能という形で使っていただくという考えであります。以上です。

(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） 2番中村議員。

○2番（中村俱和議員） 定住促進ですからね、やはり普通の住宅の概念よりも、やはり定住を促進するっていう観点でこういう住宅は提供していると思うんですけどね。だから、これはですね、今、いいチャンスだと思います。この新しく、この部屋を設けるということは。今までの他の定住促進住宅もそうなんですけども、今回、新たに値段を設定するという事は、やはり、配慮が必要だと思うんですね、定住促進に向けた。つまり、定住を促進するという、定住をするという約束があればですね、さらに下げるとかですね、もちろんスタートラインから、これ下げるべきだと思うんですけども、さらに下げるとかですね、いろいろな工夫をしなくちゃいけないと思います。その辺のお考えはどうなんでしょうか。

○議長（濱田洋一議員） 休憩します。

休憩宣告（午前10時05分）

再開宣告（午前10時06分）

○議長（濱田洋一議員） 再開します。

(「はい」の声)

三田村住民生活課長。

○住民生活課長（三田村尚樹君） 断熱性につきましては、先ほども答えてはいるんですけど、断熱自体を入れ替えるということまではしておりませんが、外壁のリニューアルとかですね、その辺も含めた形で、改修、今回補正にも挙げさせていただいているんですが、そういう改修も含めて、補正予算を挙げさせていただき、また、今後もですね、支障があれば、また対応をしていきたいというふうに考えております。家賃に対しましては、他の住宅、2万円とか

3万円、今回、4万円という1番高い住宅家賃なんですけど、栄町3丁目で同じような規模で一軒家ということで4万円で家賃を設定させていただいております。この4万円に対してもですね、他のアパートだとか民間住宅とかより安く設定されていると。定住促進住宅、道外、町外から来られる方を対象にしてですね、安く設定させていただいて、今後、美瑛町に定住していただくような、資金計画とか、そういう計画も含めて、安くしているというふうに考えております。以上です。

○議長（濱田洋一議員） 他にありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第6、議案第5号の件を採決します。議案第5号、美瑛町定住促進住宅条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第6号 平成29年度美瑛町一般会計補正予算について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第7、議案第6号、平成29年度美瑛町一般会計補正予算についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

鈴木総務課長。

（総務課長 鈴木 貴久君 登壇）

○総務課長（鈴木貴久君） 議案第6号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は6頁から20頁になります。今回の補正の主なものは、総務費では、まちづくり寄附金件数増に伴う所要額、マイナンバー制度に対応するための総合行政システムの改修費用などの追加。民生費では、障害者総合支援法等の法改正に伴うシステム改修費、保育センター、保健センターの施設の修繕費の追加、びえい子育て応援団の平成28年度決算確定に伴う指定管理委託料などの減額。商工費では、町民プール建設工事費用の追加と、町民センター施設改修工事の額確定に伴う減額。土木費では、町道白金美瑛線の法面補修工事、道路景観整備及び一般修繕費用、道路改良支障物件補償金、美馬牛駅前広場整備工事費用、町営住宅の修繕、定住促進住宅

の改修費用の追加。教育費では、スクールバス購入などの確定に伴う財源調整及び旧美進小学校財産移管に伴う維持管理経費の減額。諸支出金では、まちづくり寄附金の基金積み立てでございます。最初に議案条文を朗読し、その後補正内容の説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出の方から説明いたします。議案集の13頁をお開き願います。歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第2目一般管理費、補正額348万7000円の追加。一般管理事業、まちづくり寄附金件数増に伴う返礼品、広報発送費用の追加でございます。第6目情報管理費、補正額355万9000円の追加。社会保障・税番号制度システム整備事業、マイナンバー制度に対応するため、町の行政総合システム、主に住基、それから福祉関係のシステムですけれども、この改修費用の追加でございます。第10目災害対策費、補正額33万円の追加。防災活動事業、防災備品として災害時対応ライト5台購入費用の追加でございます。第12目諸費、補正額665万6000円の追加。地域情報通信基盤管理運営事業については、北電柱の移設建てかえ本数の増による共架している町光ケーブル移設工事で、400万円の追加。まちづくり寄附管理事業は、まちづくり寄附金件数増に伴う返礼品などで265万6000円の追加でございます。次の頁になります。第3款民生費、第1項社会福祉費、第3目障害者福祉費、補正額64万5000円の追加。障害者福祉管理事業は、障害者総合支援法などの改正に伴う給付費支払い等システムの改修費用で54万円の追加。障害者自立支援給付費は、国保連合会保険者ネットワークシステム、障害者分ですけれども、光回線更新費用などの10万5000円の追加でございます。第2項児童福祉費、第2目保育所費、補正額114万5000円の減額。保育センター管理運営事業、施設内水道バルブなどの修繕料の追加と、びえい子育て応援団の平成28年度決算剰余金確定に伴う平成29年度の指定管理料を減額するものでございます。第3目へき地保育所費、補正額91万9000円の減額。へき地保育所管理運営事業、上記同様に、びえい子育て応援団の平成28年度決算確定に伴う指定管理委託料を減額するものでございます。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目保健指導費、補正額0円。当初予算で計上していました精神保健事業、自殺対策強化事業補助金が追加補助対象となったことによる財源調整でございます。第4目保健センター費、補正額11万9000円の追加。保健センター管理運営事業、センター地下オイルタンク内配管点検柙の腐食に伴う修繕費用の追加でございます。次の頁になります。第7款商工費、第2項文化スポーツ振興費、第3目町民センター費、補正額26万5000円の減額。町民センター施設改修事業、センター地下重油タンク内面改修工事額確定に伴う執行残の整理でございます。第7目保健体育施設費、補正額6474万8000円の追加。町民プール建設事業、平成29年度分のプール建設工事費及び施工監理委託料などの追加でございます。第8款土木費、第2項道路橋梁費、第1目道路維持修繕費、補正額1370万円の追加。道路維持修繕事業、道路景

観整備及び一般修繕費用、町道白金美瑛線の法面補修工事費用の追加でございます。第2目道路新設改良費、補正額90万円の追加。朗根内上俵真布線道路改良舗装事業、工事に伴う畦畔補償費用の追加でございます。第4項都市計画費、第3目公園費、補正額1299万2000円の追加。美馬牛駅前広場整備事業、駅前駐車場整備に伴う工事、駐車場用地購入費用の追加でございます。第5目住宅費、第1項住宅管理費、補正額600万円の追加。町営住宅管理事業、町営住宅の修繕及び清掃費、定住促進住宅の改修費用の追加でございます。次の頁になります。第10款教育費、第1項教育総務費、第5目通学自動車運行費、補正額199万6000円の減額。スクールバス整備事業、スクールバス購入費確定に伴う減及び補助金追加による財源調整でございます。第2項小学校費、第1目学校管理費、補正額122万9000円の減額。休校舍維持管理事業は、旧美進小学校の教育財産廃止に伴う電気料、浄化槽保守管理委託経費88万3000の減額です。小学校遊具改修事業は、遊具改修費額確定による34万6000円の減額です。第3項中学校費、第1目学校管理費、補正額35万8000円の減額。各中学校施設改修事業、施設改修費額確定による減額でございます。第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第8目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額797万6000円の追加。丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業、ふるさと納税寄附金381件分の追加でございます。

次に歳入について説明いたします。11頁にお戻り願います。歳入、第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費補助金、補正額379万円の追加。社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、マイナンバーにかかる町の行政総合システム改修費の国庫補助金329万円。地方創生推進交付金は、定住促進住宅改修分2分の1の補助金50万円でございます。第2目民生費補助金、補正額27万円の追加。障害者総合支援事業費補助金、自立支援給付費支払い等システム改修分2分の1の補助金でございます。第5目土木費補助金、補正額59万円の追加。朗根内上俵真布線道路改良舗装事業交付金、工事補償費3分の2の交付金でございます。第6目教育費補助金、補正額48万円の追加。へき地児童生徒補助金、スクールバスにかかる追加補助金でございます。第14款道支出金、第2項道補助金、第1目総務費補助金、補正額16万5000円の追加。地域づくり総合交付金、災害時対応ライト購入にかかる2分の1の交付金でございます。第3目衛生費補助金、補正額52万7000円の追加。北海道地域自殺対策強化事業補助金、新たにこの補助金が追加となったものでございます。第15款財産収入、第1項財産運用収入、第1目財産貸付収入、補正額400万円の追加。公共建物貸付料、光回線申し込み数増に伴うNTT、IRU料金、貸付料の追加でございます。第2項財産売払収入、第1目不動産売払収入、補正額1147万4000円の追加。土地売払収入、旧旭小学校スキー場用地21万6000円、施設管理組合に貸し付けている寿町2丁目の町有地を同組合に売り払うための額987万9000円、新区画の元ウェディングパレス施設とその周

辺の用地の売却137万9000円でございます。第16款寄附金、第1項寄附金、補正額797万6000円の追加。まちづくり寄附金381件分の追加です。9月4日現在のまちづくり寄附金の累計は2711万3456円となっております。第17款繰入金、第1項繰入金、補正額3400万円の追加。公共施設等整備基金繰入金、町民プール建設事業への繰入金でございます。第18款繰越金、第1項繰越金、補正額1102万8000円の追加。前年度繰越金でございます。平成28年度の繰越金については1億6278万1000円で、今回補正による計上額は8674万7000円となり、繰越金の財源保留額は7603万4000円となります。第20款町債、第1項町債、第5目商工債、補正額3070万円の追加。文化スポーツ振興債、過疎対策町民プール建設事業債、町民プール建設事業の起債でございます。第6目土木債、補正額1260万円の追加。道路橋梁費債、辺地対策、朗根内上俵真布線道路整備事業債は、工事補償にかかる起債。都市計画債、過疎対策、美馬牛駅前広場整備事業債は、駅前駐車場整備にかかる起債でございます。第7目教育債、補正額240万円の減額。教育総務債、過疎対策スクールバス整備事業債、購入費追加補助金確定に伴う起債の減額でございます。

次に、9頁の第2表、債務負担行為補正になります。9頁をお開き願います。平成30年度においても、プール建設事業を実施するため、予算において債務負担行為を定める必要があることから、債務負担行為補正をお願いするものでございます。第2表、債務負担行為補正。追加、事項、町民プール建設事業。期間、平成30年度。限度額、事業費7億4900万円。次の頁、10頁の第3表、地方債補正になります。10頁です。起債の総額に4090万円を追加し、地方債の総額を13億6650万円とするものです。起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみ申し上げ、個別の事業名及び起債の方法、利率償還の方法は変更がないので省略します。変更、起債の目的、辺地対策事業。変更前限度額1300万円、変更後限度額1330万円。過疎対策事業、変更前限度額10億2110万円、変更後限度額10億6170万円。合計、変更前限度額13億2560万円、変更後限度額13億6650万円。

7頁、8頁の第1表歳入歳出予算補正についての説明は省略させていただきます。以上で、議案第6号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。まずは、議案第6号についての総括質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで総括質疑を終わります。

次に、質疑を行います。議案集13頁から16頁まで。はじめに平成29年度美瑛町一般会計補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第2款総務費から第4款衛生費までについて、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。次へ進みます。

次、議案集17頁及び18頁、第7款商工費及び第8款土木費についての質疑を許します。  
質疑はありませんか。

(「はい」の声)

はい、2番中村議員。

○2番(中村俱和議員) はい。私は、7款2項7目について、この中のプール予算について質問いたします。私は今回、この基礎工事予算ですか、この内容は不明ですけれども、突然に提出されたことに大変驚いております。私はこれまで、プール建設の進め方について大いなる疑問を抱いてきました。その理由はですね、町民の声がほとんど反映されていないということです。これは去年のことですけれども、町民アンケートが実施されました。しかし、これは計画案も何も示されない白紙のままの中でアンケートが実施されたわけです。回収率はわずか3パーセントです。これではほとんど意味がありません。ところがですね、この町は、このアンケート結果、反対も賛成もありますよ。このアンケート結果の片方の賛成の部分だけをよりどころにして、無理に進めてきたと言わざるを得ません。私たち議員、議会に対してもですね、全員協議会などで設計の説明が何度かありました。ところが、毎回のようにコロコロ変わっているわけです。今も、現在も、確定したという、設計が確定したという報告は聞いておりません。このようにですね、曖昧なまま、しかも町民に何も示されないままに基礎工事を先行して着手することは、順序があべこべではないかと言わざるを得ません。この辺はどのように説明されますか、伺います。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) 栗原文化スポーツ推進室長。

○文化スポーツ推進室長(栗原行可君) おはようございます。今のプールの説明につきまして、これまでも町広報紙、また議員さんの皆さんにつきましては、協議会等で説明しているところでございます。また、各団体、健康と福祉のまちづくり会議、社会教育委員会議、校長会、地域教育推進会議、まちづくり委員会、企画委員会、校長会、教育委員会議、母と女性教師とのつどい、あと町教研の体育部会など、また、うちの課の保健福祉課との協議、また建設地があります丸山地区の住民との説明会、そういう面でいろいろと周知、意見を伺っているところでございます。そういったことから、突然ということではなくて、9月の補正を今回提出させていただきましたけれども、前々から9月に提案するということは事前から申し上げているところでございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) 2番中村議員。

○2番（中村俱和議員） はい、2番中村です。それは、いろいろな各委員会でそういうお話し合いはあったと、それは事実でしょう。しかしですね、ほとんどの町民に認識されているかということなんですね。私はいろいろな町民に聞いてみました、このプール計画について。ところがですね、ほとんどの町民は建設計画すら知りません。なぜそうなっているのか、私は広報びえいを調べてみました、去年、今年。そしたら今年の4月にですね、ちらっと場所が決まったと。予算の総額が出ています、確かに。しかし、これ1回きりなんですね。これではですね、ほとんどの町民は知らないのは当然ではないでしょうか。広報びえいはもちろん見なければなりませんよ。だけど実際問題、みんな目を通してみるかということ、大いなる疑問があります。これも課題でしょう。

それはそれとしてですね、5月の住民説明会がありました。これはですね、対象になったのは建設予定地の半径50メートル以内の住民です。これはですね、10名が参加したそうです。50メートルですよ。これはですね、工事、言ってみればですね、工事を前提にした工事説明会なんですよ。町民説明会ではないんですよ。私は、この50メートルと数値を聞いて愕然としました。冗談ではないかなと耳を疑いました。こういう経過を見れば、町民は蚊帳の外だと言わざるを得ません。これは町民に対してどのように説明するのでしょうか、伺います。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） 栗原文化スポーツ推進室長。

○文化スポーツ推進室長（栗原行可君） まず広報につきましては、1回と申されておりますけれども、まずアンケートの関係で1回、折り込みですけれども出してしております。広報につきましては、4月号、今年の4月号に位置図の関係で出してしております。また、8月号において、平面図を周知しています。また10月号、これから発行される広報になりますけれども、それにつきましては、外観の部分、建設するという部分の広報を予定しています。そういう部分では、広報、全部で3回を予定してございます。引き続き、プールの建設については、随時、町民の方々には周知していきたいと思っております。

また、地元説明会ということでございますけれども、あの場所に建物が建つということであれば、当然、建物はプールの熱源であるバイオマスボイラーという形も考えております。当然、建物ですから、近隣住民の皆さんは、とても大きな建物になると電波の影響があるのでないとか、駐車場が使えるのかとか、いろいろとそういう意見もございまして。そういう部分で、まずあの地元の方が知らない、ということもあります。あとは都市計画の用途指定につきましては、当然、変更をかけておりますけれども、その変更につきましては、地元の説明をしなければいけないということになっておりますので、それを合わせて実施したものでございます。以上です。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） 2 番中村議員。

○2 番（中村俱和議員） 2 番中村です。町長はですね、これまでいろいろな立場で、いろいろな場で、こうおっしゃってきました。「みんなで作るまちづくり」、これを基本姿勢としてまいりました。これは立派な姿勢です。しかしですね、これまでのこのプール建設の経緯を見ますと、この「みんなで作る」という姿勢がですね、本物なのかどうか、私は大きな疑問が湧いてこざるを得ません。日本国憲法の前文には何と書いてあるか、主権者は国民であるとはっきりうたわれているわけです。もちろんご存じでしょう。美瑛町の主権者は町民なんです。やはり計画はですね、白紙に戻して、もう一度たたき直す必要があるのではないのでしょうか。その辺の見解を伺います。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） はい、浜田町長。

○町長（浜田 哲君） 町民プールの建設につきましては、これまでもいろいろと説明をさせてきていただきましたし、住民の方々から非常に大きな要望があったと。それから、既設のプールがですね、我々もこう、できるだけ存続をさせたいということで取り組みを今までしてきたんですけども、この部分が非常にこう漏水が激しくなって、維持管理の部分が非常に難しいと、使っている方々からもいろいろな意見をいただくようになってきたということで、プールの建設に向けて、我々も乗り出したという経緯があります。何かこう建物等、また事業等やると、知られていないとか知っているとかそんな論議がされて、住民の主役ではないんじゃないかという意見をいつもいただきますけども、我々としては住民の方々に知っていただくべく努力をしていますし、それから住民の方々に対して、このプールという施設の提供をどういうふうな形でしていくのかという、我々の重要な役割でありますから、そのことも鑑みながら、住民の要望等いただきながら、できるだけの説明をさせていただき、状況に合わせて、今回のプール建設にあたったということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。決して何かこう形だけだとかそういった非難を今、受けたわけでありまして、そんなことはありませんので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（濱田洋一議員） 他に質疑はありませんか。

（「はい」の声）

3 番京屋議員。

○3 番（京屋愛子議員） 3 番京屋です。広報について、確かに8月号に載っておりました。非常に、A4の下のところだけなんです。これを見ますと、ただ、さらさらっと見ている方が非常に多い。私たちにこの間示されましたのは、外観及びイメージ図ということで、10月にはきちんと広報に出すというお話ですけど、これって私たち、説明、全然聞いていないわけですよ、決まった設計図の確定のものは。この間出されたもの、プール建設についてというも



の、いただいたものがありますよね。これが最終的なものなんですか、お伺いします。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) 栗原文化スポーツ推進室長。

○文化スポーツ推進室長(栗原行可君) 先日の議員協議会におきましては、実施設計の内容についてご説明したところでございます。当然、外観もそうですけども、平面図、立面図、位置図等を示したところでございます。それもほぼ決定でございます。そういった決まった内容を今回、来月号の10月号に、これまで外観という部分を町民の皆さまにはまだ示しておりませんでした。この間の中では、一応無落雪の建物という形でお話させていただきましたけども、外観につきましてもこういう形、平面図につきましては8月号でお示しもしていますので、そういう形で町民の皆さまに周知するところでございます。また、先日の議員協議会におきまして、説明したところでございますけども、今言われているのは、当然、議員さんの皆さまに先に説明した中で、今回10月号に町民の皆さまに周知するという内容でございますので、特に隠しているというわけではございません。以上です。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、3番京屋議員。

○3番(京屋愛子議員) 隠しているって言っているわけではなくて、これが私たちに示されたのを、このまま出すということですかって聞きたいんです。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、栗原文化スポーツ推進室長。

○文化スポーツ推進室長(栗原行可君) 外観につきましては、まだイメージ図という形です。というのは、まだ外壁とか色がまだ特に決まっているわけではございません。あのままだと無機質な感じがございますので、一応イメージとしては無落雪の建物だということで、まずお示ししまして、あとその色合いとか、あと外構整備につきましてはこれからの話になりますので、その部分につきましては、都度、議員の皆さまをはじめ町民の皆さまにも周知していきたいと思っております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、3番京屋議員。

○3番(京屋愛子議員) わかりました。でもですね、やはりきちっと決まっていけないのに、これを本当に出していいのかなってというのは、私は素朴な疑問なんです。ちゃんと広報にですね、そのものをきちんと説明をして、いくらぐらいかかって、ランニングコストもこの間400万円プラスアルファというお話を伺いましたし、この辺をきちんと出していただいて、そうしますと町民の方も、こういうものができて、どういう目的で、私はやっぱり健康づくりって言われますと、うん、なるほどって思うんですね。ここの部分についてはいいですけども、

建設費のこと、やはりその辺が1番大きな問題になってくると思います。判断材料になりますので、もちろん町民の方はそれを見ているんな意見があるから、そしたら私たちにもお話をされやすくなるんじゃないかな。これ本当にいいのっていうことになる。ですから、ちょっと9月に定例会に出すというお話を伺ってはいましたけども、私としてはちょっと早いんじゃないかなっていうふうに思っていますけど、いかがですか。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、栗原文化スポーツ推進室長。

○文化スポーツ推進室長(栗原行可君) 今、議員言われるとおり、町民が関心を持っている施設でございますので、出せるものは出していくっていう考え方を当然、持っています。ただ、関心のあるところ、建設費、またその維持管理費につきましても、この間説明したとおりでございます。今回9月で補正の部分を提案させていただいておりますけども、内容がご承認いただければ、決まった段階で、また町民の皆さまに周知していきたいと思っています。以上です。

○議長(濱田洋一議員) はい、他に質疑はありませんか。

(「はい」の声)

はい、9番角和議員。

○9番(角和浩幸議員) 9番角和でございます。私もこの町民プール建設事業についてお尋ねをさせていただきます。私の立場をこれまで議会の中で述べさせていただきました。私としては、大型の非常に華のある事業ですので、当初予算できっちり位置付けて予算計上した方が目玉になるのではないかなと思う立場で、今もそれは変わっておりません。お二人の議員から今、質疑がございましたけれども、私も同じでございます、手続きがちょっと早過ぎるのではないかなという立場でございます。今の話ですと、10月号の広報で外観図等々をお示ししてからということですが、順番としてはまずその10月号広報が出て、そして町民の間で話し合いがわーっとう起きて、その意見を受けた後で、実際はもう本体工事ですから、今回の予算は、ということで、当初予算と言わないにしても、次の議会まで待つて議論を深めた上でなされた方がいいのではないかなという立場であります。補正予算の中で組むということは過去ありましたけれども、今、有利な財源があるから、これを使わないとゆくゆく損することになるよと、もったいないんだよというような事情があれば、そうだなと思いますけれども、今回は、恐らく地方債、過疎債と基金の取り崩しだと思います。この財源について、今、急がなければいけないという事情があるのかどうかということをお尋ねすると、総工費ですね、私どもは全員協議会などの場で総工費、提示を受けておりますけれども、恐らく公の場ではまだ総工費がいくらになるかということはおっしゃっていないと思いますので、総工費につきましてお尋ねをいたします。

(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） 栗原文化スポーツ推進室長。

○文化スポーツ推進室長（栗原行可君） まず手続きと言いますけども、急ぐ、急がないということではなくてですね、アンケートを受けて、町民からも早期ということがございました。今、実施設計があがっています。その中で、今回補正を申し上げて、来年度のオープンを目指しているところがございます。また、全体の、今回の補正につきましては、平成29年度の着工分ということでございますけども、当然来年度も引き続き予定しています。全体といたしましては、8億9000万円を予定してございます。以上です。

○議長（濱田洋一議員） はい、他にありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。次へ進みます。

次に、議案集19頁及び20頁、第10款教育費及び第12款諸支出金について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。次へ進みます。

次、議案集11頁及び12頁、歳入全款について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。次へ進みます。次、議案集の6頁から10頁まで、平成29年度美瑛町一般会計補正予算の条文と第1表歳入歳出予算補正、第2表債務負担行為補正及び第3表地方債補正について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「はい」の声）

3番角和議員。9番、失礼しました。

○9番（角和浩幸議員） 9番です。9頁の債務負担行為補正についてお尋ねをいたします。同じく町民プールですけれども、限度額7億4900万円となっております。今回の基礎工事分を加えましても、先ほどお尋ねした8億9000万円に届きませんけれども、その内訳はどのようなになっているのでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） はい。栗原文化スポーツ推進室長。

○文化スポーツ推進室長（栗原行可君） 今回の債務負担行為につきましては、プール建設の部分ということでございますけども、うち、ボイラー、木質ボイラーにつきましては平成30年度の発注予定でございます。というのは、林野庁の補助金の関係もございますけども、平成3

0年度の事業を受けるということもございます。ということから、ボイラー部分を除いた部分。ですから、建物とプールとかそういう部分の建設費。ボイラーの部分につきましては、平成30年度発注ということでございます。ですから、ボイラーの部分を除いた金額という内容でございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） はい、9番角和議員。

○9番（角和浩幸議員） すみません、計算していないんですけれども、そうしますと、この今回分足した9000万円ぐらいが丸々ボイラーになるということでもよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） はい、栗原文化スポーツ推進室長。

○文化スポーツ推進室長（栗原行可君） 正確にはあれですけども、約1億円近い金額になります。以上です。

○議長（濱田洋一議員） いいですか、はい。はい、他にありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第7、議案第6号の件を採決します。議案第6号、平成29年度美瑛町一般会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

11時まで休憩します。

休憩宣告（午前10時45分）

再開宣告（午前11時00分）

---

#### 日程第8 議案第7号 教育委員会委員の任命について

---

○議長（濱田洋一議員） 休憩前に続いて会議を再開します。

日程第8、議案第7号、教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。提出者の説明を求めます。

(「はい」の声)

浜田町長。

(町長 浜田 哲君 登壇)

○町長(浜田 哲君) 議案第7号につきまして提案理由の説明を申し上げます。頁は21頁でございます。まず朗読をさせていただきます。

(議案の朗読を省略する)

今回、前任の小林利夫氏が9月30日で退任されるということであり、小林氏には大変、16年、4期16年という長い間、美瑛町の教育の発展、また子どもたちの健全な育成にご活躍いただきましたこと、改めてお礼を申し上げたところでありますが、その後任として今回提案をさせていただきたいということで、小杉英紀氏を任命したく、ご提案を申し上げるものがあります。小杉氏は石油販売業を町の中で経営されながら、美瑛小学校のPTAの役員を経験され、平成15年にはPTA会長として活躍をされています。ただ今54歳ということでもありますけれども、最終学歴は札幌学院大学を卒業されています。非常に人柄からも、多くの方々から親しまれるそんな人柄でありますし、教育委員として美瑛町の教育の発展、また子どもたちの育成に力を尽くしていただける方だというふうに認識をし、提案をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上であります。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次は、討論であります。省略をしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第8、議案第7号の件を採決します。議案第7号、教育委員会委員の任命についての件を、同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

はい、挙手全員であります。したがって議案第7号の件は同意をすることに決定しました。

---

#### 日程第9 議案第8号 請負契約の締結について

---

○議長(濱田洋一議員) 日程第9、議案第8号、請負契約の締結についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

今野経済文化振興課長。

(経済文化振興課長 今野 聖貴君 登壇)

○経済文化振興課長（今野聖貴君） 議案第8号の請負契約の締結についての提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は22頁になります。白金エリア構想を踏まえた白金地区における情報発信拠点である白金インフォメーションセンター改修工事につきまして、9月15日に入札を執行し、仮契約を交わしているところです。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決をお願いするものであります。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

参考資料としまして、工事内容、工期、入札指名業者名を記載しております。朗読は省略させていただきます。以上で、議案第8号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第9、議案第8号の件を採決します。議案第8号、請負契約の締結についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第9号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

日程第11 議案第10号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第12 議案第11号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第10、議案第9号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件、日程第11、議案第10号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての件及び日程第12、議案第11号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を一括議題とします。これから、各議案の提案理由の説明を求めます。まずは、議案第9号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、鈴木総務課長。

(総務課長 鈴木 貴久君 登壇)

○総務課長（鈴木貴久君） 議案第9号の提案理由についてご説明申し上げます。議案集は23頁になります。改正に伴う新旧対照表は別冊資料の12頁になりますので、ご高覧願います。今回の規約の改正は、北海道市町村総合事務組合の構成団体に加盟している江差町ほか2町学校給食組合のうち、厚沢部町が脱退したことに伴い、団体の名称を江差町・上ノ国町学校給食組合にする改正と、新たに火葬場に関する事務を実施することから、西胆振消防組合の団体の名称を西胆振行政事務組合に改称するため、北海道市町村総合事務組合規約の別表第1及び別表第2の変更を要するので、地方自治法の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

資料に基づく説明は省略させていただきます。以上で、議案第9号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） はい、総務課長そのまま。

次に、議案第10号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、続けてください。

○総務課長（鈴木貴久君） 議案第10号の提案理由について説明申し上げます。議案集は24頁になります。改正に伴う新旧対照表は別冊資料の13頁になりますので、ご高覧願います。議案第9号と同様に、標記組合の構成団体に加盟している江差町ほか2町学校給食組合のうち、厚沢部町が脱退したことに伴い、団体の名称を江差町・上ノ国町学校給食組合にする改正と、新たに火葬場に関する事務を実施することから、西胆振消防組合の団体の名称を西胆振行政事務組合に改称するため、北海道市町村職員退職手当組合規約の別表第2号の表の変更を要するので、地方自治法の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

別冊資料に基づく説明は省略させていただきます。以上で、議案第10号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） はい、総務課長そのままお願いします。

次に、議案第11号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、続けてください。

○総務課長（鈴木貴久君） 議案第11号の提案理由についてご説明申し上げます。議案集は2

5 頁になります。改正に伴う新旧対照表は別冊資料の 14 頁、最後の頁になります。議案第 9 号と同様に、標記組合の構成団体に加盟している江差町ほか 2 町学校給食組合のうち、厚沢部町が脱退したことに伴うもの、それから新たに火葬場に関する事務を実施することから、西胆振消防組合の団体の名称を西胆振行政事務組合に改称するため、北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の別表第 1 の変更を要するので、地方自治法の規約に基づき議会の議決をお願いするものでございます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

別冊資料に基づく説明は省略させていただきます。以上で、議案第 11 号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これで、3 案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。まずは、3 案件に関連する事項についての総括質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで 3 案件に関連する総括質疑を終わります。

次に、議案第 9 号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次へ進みます。

次に、議案第 10 号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次へ進みます。

次に、議案第 11 号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

お諮りします。3 案件の討論については、一括行いたいと思います。ご異議はありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、3 案件の討論は一括行うことに決定をしました。

それでは 3 案件について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、議案第 9 号から議案第 11 号までの討論を終わります。



これから、日程第10、議案第9号の件を採決します。議案第9号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第10号の件を採決します。議案第10号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第11号の件を採決します。議案第11号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第11号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 認定第1号 平成28年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第2号 平成28年度美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第3号 平成28年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第4号 平成28年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第5号 平成28年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定第6号 平成28年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 認定第7号 平成28年度美瑛町水道事業会計決算の認定について

日程第20 認定第8号 平成28年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第13、認定第1号、平成28年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第14、認定第2号、平成28年度美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第15、認定第3号、平成28年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第16、認定第4号、平成28年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第17、認定第5号、平成2

8年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第18、認定第6号、平成28年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第19、認定第7号、平成28年度美瑛町水道事業会計決算の認定についての件及び日程第20、認定第8号、平成28年度美瑛町立病院事業会計決算の認定についての件を一括議題とします。まずは、認定第1号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

鈴木総務課長。

(総務課長 鈴木 貴久君 登壇)

○総務課長(鈴木貴久君) 認定第1号の提案理由についてご説明申し上げます。議案集は26頁になります。平成28年度の美瑛町一般会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。最初に議案を朗読させていただき、その後、別冊の決算書と行政報告書により説明させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

それでは、別冊の平成28年度美瑛町各会計決算書と薄い冊子の平成28年度美瑛町各会計決算に係る行政報告書により、決算の内容について説明申し上げます。

最初に、厚い冊子の平成28年度美瑛町一般会計歳入歳出決算書により説明いたします。1頁になります。歳入歳出決算書の歳入から説明します。合計額のみ読み上げます。合計額につきましては3頁、4頁になっておりますので、3頁、4頁をお開き願います。歳入合計、予算現額140億9765万4000円、調定額118億6102万3160円、収入済額118億2983万2220円、不納欠損額168万1037円、収入未済額2950万9903円、予算現額と収入済額との比較22億6782万1780円の減です。

次に、歳出について説明いたします。歳出につきましては次の5頁からでございますけども、7頁をお開き願います。7頁の合計額を読み上げます。歳出合計、予算現額140億9765万4000円、支出済額115億6414万3939円、翌年度繰越額22億6027万8000円、不用額2億7323万2061円、予算現額と支出済額との比較25億3351万61円。歳入歳出差引残額2億6568万8281円。

次の頁、9頁からの、平成28年度美瑛町一般会計歳入歳出決算事項別明細書、156頁までと、157頁に充内訳があります。これについては説明を省略させていただき、158頁の実質収支に関する調書になります。158頁です。実質収支に関する調書は、区分、金額の順に読み上げます。歳入総額118億2983万2220円。歳出総額115億6414万3939円。歳入歳出差引額2億6568万8281円。翌年度へ繰り越すべき財源、継続費繰越額0円、繰越明許費繰越額1億290万7000円、事故繰越し繰越額0円、計1億290万7000円。実質収支額1億6278万1281円の黒字。実質収支額のうち地方自治

法第233条の2の規定による基金繰入額0円。次頁以降の165頁まで、財産に関する調書は説明を省略させていただきます。

次に、別冊の薄い方ですけれども、平成28年度美瑛町各会計決算に係る行政報告書により説明申し上げます。1頁をお開きください。平成28年度美瑛町一般会計決算に係る行政報告。地方自治法第233条第5項の規定により、平成28年度における主要な施策とその成果について報告します。以下、1の総括のうち、抜粋の上、朗読し説明にかえさせていただきます。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で、認定第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） 次に、認定第2号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、小杉保健福祉課長。

(保健福祉課長 小杉 昌敏君 登壇)

○保健福祉課長（小杉昌敏君） 認定第2号につきましてご説明を申し上げます。議案集の27頁をお開き願います。認定第2号につきましては、平成28年度的美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものです。はじめに議案条文を朗読させていただき、その後、決算書と決算に係る行政報告書により説明をさせていただきます。

(議案の朗読を省略する)

次に、別冊の美瑛町各会計決算書の166、167頁をお開き願います。歳入歳出決算書の歳入歳出ともに合計額のみ申し上げます。歳入歳出決算書、まず歳入になります。予算現額、合計107万1000円、調定額337万7406円、収入済額119万8957円、不納欠損額182万8374円、収入未済額35万75円、予算現額と収入済額との比較12万7957円。

続いて歳出になります。予算現額107万1000円、支出済額83万3000円、翌年度繰越額0円、不用額23万8000円、予算現額と支出済額との比較23万8000円。歳入歳出差引残額36万5957円。以下、事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、174頁をお開き願います。実質収支に関する調書になります。各項目とも区分、金額の順に申し上げます。実質収支に関する調書、1、歳入総額119万8957円。2、歳出総額83万3000円。3、歳入歳出差引額36万5957円。4、翌年度へ繰り越すべき財源、計0円。5、実質収支額36万5957円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円。

次に、別冊の決算に係る行政報告書の54頁をお開き願います。朗読をもちましてご説明とさせていただきます。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で、認定第2号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(濱田洋一議員) はい、課長、そのままお願ひします。

次に、認定第3号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

小杉保健福祉課長、続けてください。

○保健福祉課長(小杉昌敏君) はい。認定第3号につきましてご説明を申し上げます。議案集の28頁をお開き願ひします。認定第3号につきましては、平成28年度的美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願ひするものでございます。はじめに議案条文を朗読させていただきます、その後、決算書と決算に係る行政報告書により説明をさせていただきます。

(議案の朗読を省略する)

次に、美瑛町各会計決算書の175、176頁をお開き願ひします。歳入歳出決算書の歳入、歳出ともに合計額のみ申し上げます。歳入歳出決算書、歳入になります。予算現額1億2371万3000円、調定額1億2374万1974円、収入済額1億2374万1974円、不納欠損額0円、収入未済額0円、予算現額と収入済額との比較2万8974円。

続いて歳出になります。予算現額1億2371万3000円、支出済額1億2366万5892円、翌年度繰越額0円、不用額4万7108円、予算現額と支出済額との比較4万7108円。歳入歳出差引残額7万6082円。以下、事項別明細書につきましては説明を省略させていただきます。

次に、181頁をお開き願ひします。実質収支に関する調書です。各項目とも区分、金額の順に申し上げます。実質収支に関する調書、1、歳入総額1億2374万1974円。2、歳出総額1億2366万5892円。3、歳入歳出差引額7万6082円。4、翌年度へ繰り越すべき財源、計0円。5、実質収支額7万6082円。6、実質収支額のうち地方自治法第23条の2の規定による基金繰入額0円。下記の財産に関する調書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書の55頁をお開き願ひします。朗読をもちまして説明とさせていただきます。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で、認定第3号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(濱田洋一議員) 次に、認定第4号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

中島水道整備室長。

(水道整備室長 中島 二郎君 登壇)

○水道整備室長（中島二郎君） 認定第4号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集の29頁をお開き願います。平成28年度的美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。はじめに条文を朗読をいたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、各会計決算書及び決算に係る行政報告書によりご説明を申し上げます。はじめに、決算書の182頁、183頁をお開きください。歳入歳出決算書でございます。合計欄のみ申し上げます。はじめに歳入から、予算現額3408万円、調定額3407万2166円、収入済額3407万2166円、不納欠損額、収入未済額ともに0円でございます。予算現額と収入済額との比較は7834円の減でございます。

引き続き、次に歳出でございます。予算現額3408万円、支出済額3407万2166円、翌年度繰越額0円、不用額7834万円、予算現額と支出済額との比較7834円の増でございます。歳入歳出差引残額0円でございます。次頁以降の事項別明細書につきましては、省略をさせていただきます。

次に、188頁をお開き願います。実質収支に関する調書でございます。区分、金額の順に申し上げます。1、歳入総額3407万2166円。2、歳出総額3407万2166円。3の歳入歳出差引額、4の翌年度へ繰り越すべき財源、5の実質収支額、6の実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額につきましては、0円でございます。財産に関する調書につきましては省略をさせていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書、56頁をお開きください。朗読をもってご説明とさせていただきます。

（決算に係る行政報告書の朗読を省略する）

以上で、認定第4号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（濱田洋一議員） はい、室長、そのままお願いします。

次に、認定第5号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

続けてください。

○水道整備室長（中島二郎君） 認定第5号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は30頁になります。平成28年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。はじめに条文を朗読をいたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、各会計決算書及び決算に係る行政報告書によりご説明を申し上げます。はじめに決算書の189頁、190頁をお開きください。歳入歳出決算書でございます。合計欄のみ申し上げ

げます。歳入、予算現額1671万5000円、調定額1650万4283円、収入済額1650万4283円、不納欠損額、収入未済額ともに0円でございます。予算現額と収入済額との比較は21万717円の減でございます。

次に、歳出でございます。予算現額1671万5000円、支出済額1593万6862円、翌年度繰越額0円、不用額77万8138円、予算現額と支出済額との比較77万8138円の増でございます。歳入歳出差引残額56万7421円でございます。次頁以降の事項別明細書につきましては、省略をさせていただきます。

次に197頁をお開きください。実質収支に関する調書でございます。区分、金額の順に申し上げます。1、歳入総額1650万4283円。2、歳出総額1593万6862円。3、歳入歳出差引額56万7421円。4、翌年度へ繰り越すべき財源0円。5、実質収支額56万7421円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円でございます。財産に関する調書につきましては省略をさせていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書の57頁をお開きください。朗読をもってご説明とさせていただきます。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で、認定第5号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（濱田洋一議員） はい。室長、そのままお願いします。

次に、認定第6号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、室長、続けてください。

○水道整備室長（中島二郎君） はい。認定第6号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集の31頁をお開き願います。平成28年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。はじめに条文を朗読をいたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、各会計決算書並びに決算に係る行政報告書によりご説明を申し上げます。決算書の199頁、200頁をお開きください。歳入歳出決算書でございます。合計欄のみ申し上げます。最初に歳入でございます。予算現額4億4043万3000円、調定額4億4921万9892円、収入済額4億4332万1860円、不納欠損額9100円、収入未済額588万8932円でございます。予算現額と収入済額との比較は288万8860円の増でございます。

次の頁をお開きください。歳出でございます。予算現額4億4043万3000円、支出済額4億3482万8211円、翌年度繰越額0円、不用額560万4789円、予算現額と支出済額との比較560万4789円の増でございます。歳入歳出差引残額849万3649円

でございます。次頁以降の事項別明細書につきましては、省略をさせていただきます。

次に、211頁をお開きください。実質収支に関する調書でございます。区分、金額の順に申し上げます。1、歳入総額4億4332万1860円。2、歳出総額4億3482万8211円。3、歳入歳出差引額849万3649円。4、翌年度へ繰り越すべき財源0円。5、実質収支額849万3649円でございます。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円でございます。財産に関する調書につきましては省略をさせていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書58頁をお開きください。朗読をもってご説明をさせていただきます。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で、認定第6号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（濱田洋一議員） 午後1時まで休憩します。

休憩宣告（午前11時56分）

再開宣告（午後1時00分）

○議長（濱田洋一議員） 休憩前に続いて会議を再開します。

中島水道整備室長、続けてください。次に、認定第7号について提案理由の説明を申し上げます。

(「はい」の声)

はい、どうぞ。

(水道整備室長 中島 二郎君 登壇)

○水道整備室長（中島二郎君） 認定第7号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集の32頁をお開きください。平成28年度の美瑛町水道事業会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。はじめに条文を朗読をさせていただきます。

(議案の朗読を省略する)

次に、各会計決算書及び決算に係る行政報告書によりご説明を申し上げます。決算書の212頁をお開きください。水道事業会計決算報告書の収益的収入及び支出につきまして、水道事業収益及び水道事業費用の欄のみ申し上げます。収入、第1款水道事業収益、当初予算額3億2038万7000円、補正予算額2398万5000円の追加、合計3億4437万2000円。決算額3億4692万225円。予算額に比べ決算額の増減254万8225万円の増。

次に支出でございます。第1款水道事業費用、当初予算額3億1859万2000円、補正予算額349万9000円の増、合計3億2209万1000円、決算額3億2922万3067円、不用額713万2067円の超過、たな卸資産購入限度額執行に伴う仮払消費税及び

地方消費税が7万7412円である。

次に、213頁をお開き願います。資本的収入及び支出につきまして、資本的収入及び資本的支出の欄のみ申し上げます。収入、第1款資本的収入、当初予算額1億8161万9000円、補正予算額2億711万6000円、合計3億8873万5000円。決算額3億1192万6202円。予算額に比べ決算額の増減7680万8798円の減。

支出でございます。第1款資本的支出、当初予算額2億1715万3000円、補正予算額1億3968万円、合計3億5683万3000円。決算額3億4915万9302円。不用額767万3698円。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3723万3100円は、当年度消費税資本的収支調整額555万3148円、過年度分損益勘定留保資金3167万9952円で補てんした。以下、財務諸表及び決算附属書類等につきましては省略をさせていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書60頁をお開きください。朗読をもってご説明とさせていただきます。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で、認定第7号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（濱田洋一議員） 次に、認定第8号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

平間町立病院事務局長。

(町立病院事務局長 平間 克哉君 登壇)

○町立病院事務局長（平間克哉君） 認定第8号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては33頁になります。認定第8号につきましては、平成28年度的美瑛町立病院事業会計決算の認定をお願いするものであります。以下、朗読をもってご説明させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

次に、決算書の235頁をお開き願います。平成28年度美瑛町立病院事業決算報告書でございます。1、収益的収入及び支出につきましては、病院事業収益、病院事業費用の総額のみをご説明申し上げます。収入、第1款病院事業収益、当初予算額12億8518万8000円、補正予算額7818万8000円の減、予算額合計12億700万円。決算額11億6402万2096円。予算額に比べ決算額の増減4297万7904円の減。

次に支出でございます。第1款病院事業費用、当初予算額12億8518万8000円、補正予算額7818万8000円の減、予算額合計12億700万円。決算額11億6220万801円。不用額4479万9199円。



次の頁でございますけれども、資本的支出でございます。資本的支出につきましても、資本的支出の総額のみをご説明申し上げます。支出、第1款資本的支出、当初予算額1億2951万9000円、補正予算額0円、予算額合計1億2951万9000円。決算額1億2914万926円。不用額37万8074円。資本的支出額に対し不足する額1億2914万926円は、当年度消費税資本的収支調整額35万3656円、過年度分損益勘定留保資金1億2878万7270円で補てんいたしました。以下、財務諸表、決算附属書類等につきましては説明を省略させていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書の62頁をお開き願います。平成28年度美瑛町立病院事業会計決算に係る行政報告でございます。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） 次に、監査委員の審査意見を求めます。

(「はい」の声)

大西代表監査委員。

(代表監査委員 大西 宣充君 登壇)

○代表監査委員（大西宣充君） 監査委員から平成28年度美瑛町一般会計、特別会計、基金運用状況等決算の審査意見及び平成28年度美瑛町公営企業会計決算の審査意見を申し上げます。別紙の意見書をお開き願います。

はじめに、平成28年度美瑛町一般会計、特別会計、基金運用状況等決算審査の意見を申し上げます。1、審査の対象は、第1号、平成28年度美瑛町一般会計歳入歳出決算から第8号、地方自治法施行令第166条第2項の規定による調書であります。2、審査の期間、平成29年8月8日から8月9日まで及び平成29年8月16日から8月17日までの4日間実施いたしました。なお、3の会場及び4の審査の方法についてはご覧のとおりとなっております。5、審査の結果について、各会計決算について内容を慎重に審査した結果、計数は正確であり、証拠書類及び関係諸帳簿も整備されており、適正に処理されていることを認めます。

次に、会計ごとの決算の意見についてですが、はじめに、一般会計ですが、頁数は1頁から6頁になります。詳細については記載のとおりですので省略させていただき、総括意見のみ申し上げます。総括意見としましては、一般会計の決算全般において、台風災害に対する復旧、重点的な防災対策を実施するとともに、町民サービスの向上や子育て環境の充実など、将来を見据えた地域活性化の取り組みを積極的に取り組んでいることがあらわれていると思われま。健全な財政運営に配慮され、各種財政指標が安定する中、町政が執行されていることから、中長期的な財政計画のもと、予算の適正配分を図るなど徹底した財政改革に取り組み、安定した財政基盤が継続すること望みます。

次に、7頁から9頁の特別会計ですが、詳細並びに総括意見につきましては記載のとおりとなっておりますので、省略させていただきます。

最後に10頁をお開き願います。各基金の運用状況についてですが、審査の結果、正確であることを認めます。詳細については記載のとおりとなっておりますので、省略させていただきます。以上、審査意見を申し上げましたが、意見書で読み上げを省略いたしましたところにつきましては、後ほど高覧をお願い申し上げます。

続きまして、平成28年度美瑛町公営企業会計決算審査の意見を申し上げます。別紙の意見書をお開き願います。1、審査の対象は平成28年度美瑛町水道事業会計及び平成28年度美瑛町立病院事業会計であります。2、審査の期間、平成29年7月13日と18日の2日間で開催しております。3、審査については省略いたします。4、審査の結果について、両会計決算について内容を慎重に審査した結果、計数は正確であり、証拠書類及び関係諸帳簿も整備されており、適正に処理されていることを認めます。

次に、両会計ごとの決算の意見について申し上げます。はじめに、美瑛町水道事業会計です。頁数は1頁から4頁になります。詳細については記載のとおりですので省略させていただきます、総括意見のみ申し上げます。総括意見といたしまして、水道事業会計においては、企業の経済性を発揮し、引き続き住民サービスの向上を基本に良質で安定した水の供給に努められることを望みます。

次に、町立病院事業会計です。頁数は5頁から8頁になります。詳細については記載のとおりですので省略させていただきます、総括意見のみ申し上げます。総括意見といたしまして、病院事業会計においては、医療情勢が厳しい状況にある中、療養病床の導入などによる入院収益の増加や事業費用の縮減に努めており、経営健全化に向けて努力が認められる一方で、外来収益については年々減少しているなどのことから、病院経営にあたっては、引き続き多角的な検討分析を行うとともに、導入した複合型病棟による診療体系を生かしながら、将来にわたって町民の医療ニーズに応えられるよう、病院経営の安定化に努められることを期待いたします。以上、審査意見を申し上げましたが、意見書で読み上げを省略したところにつきましては、後ほど高覧をお願いいたします。

以上、監査委員からの審査意見といたします。

○議長（濱田洋一議員） これから総括質疑を行います。認定第1号から認定第8号までについて関連事項の総括質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。これで認定第1号から認定第8号までについて関連事項の総括質疑を終わります。

次に、認定第1号について総括質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで認定第1号の総括質疑を終わります。

次に、認定第2号についての総括質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで認定第2号の総括質疑を終わります。

次に、認定第3号について総括質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで認定第3号の総括質疑を終わります。

次に、認定第4号についての総括質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで認定第4号の総括質疑を終わります。

次に、認定第5号についての総括質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで認定第5号の総括質疑を終わります。

次に、認定第6号についての総括質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで認定第6号の総括質疑を終わります。

次に、認定第7号についての総括質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで認定第7号の総括質疑を終わります。

次に、認定第8号についての総括質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで認定第8号の総括質疑を終わります。

お諮りします。ただ今一括議題となっております、日程第13、認定第1号から日程第20、

認定第8号までの8案件の審議については、議長及び監査委員を除く12名の委員で構成をする平成29年度美瑛町議会決算審査特別委員会を設置し、閉会中の付託審査とすることにしたと思います。

ご異議はありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております8案件の審議については、議長及び監査委員を除く12名の委員で構成をする平成29年度美瑛町議会決算審査特別委員会を設置し、閉会中の付託審査とすることに決定をしました。

休憩中に、決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いを申し上げます。

暫時休憩します。

休憩宣告(午後 1時22分)

再開宣告(午後 1時41分)

○議長(濱田洋一議員) 休憩前に続いて会議を再開します。

休憩中に、平成29年度美瑛町議会決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果がまいりましたので報告をします。

決算審査特別委員会の委員長に6番沢尻健議員、副委員長に9番佐藤晴観議員、以上のとおりであります。

---

#### 日程第21 報告第1号 専決処分について

---

○議長(濱田洋一議員) 日程第21、報告第1号、専決処分についての件を議題とします。本件について、地方自治法第117条の規定によって、1番福原輝美子議員の退場を求めます。

(1番 福原 輝美子議員 退場)

本件についての説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、芝生建設水道課長。

(建設水道課長 芝生 公之君 登壇)

○建設水道課長(芝生公之君) 報告第1号、専決処分についての提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては34頁になります。丸山通り線道路改良舗装工事、第3工区は、平成29年第2回議会定例会において、請負契約の締結について議決をいただいているところです。今回の工事におきまして、コンクリート廃材及び舗装廃材等の数量が確定したことにより、5万4000円の増額となったことから、8月23日に専決させていただき、報告するものです。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、報告第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第1号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議はありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、報告第1号の件は報告を終わります。

福原議員、入室、入場を許します。

(1番 福原 輝美子議員 入場)

---

#### 日程第22 報告第2号 債権の放棄について

---

○議長(濱田洋一議員) 日程第22、報告第2号、債権の放棄についての件を議題とします。

本件についての説明を求めます。

(「はい」の声)

富田収納対策室長。

(収納対策室長 富田 敏博君 登壇)

○収納対策室長(富田敏博君) 報告第2号につきましてご説明いたします。議案集は35頁になります。今回の報告につきましては、平成23年4月1日に施行されました美瑛町債権管理に関する条例により債権を適正に管理してまいりましたが、同条例第5条に基づき債権の放棄をいたしましたので、同条例第6条の規定により議会に報告するものでございます。以下、朗読をもちまして報告といたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、報告第2号を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第2号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。したがって、報告第2号の件は報告を終わります。

---

日程第23 意見書案第5号 高レベル放射性廃棄物の最終処分地選定に関する意見書について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第23、意見書案第5号、高レベル放射性廃棄物の最終処分地選定に関する意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

(「はい」の声)

9番角和浩幸議員。

(9番 角和 浩幸議員 登壇)

○9番（角和浩幸議員） それでは、朗読をもちまして提案にかえさせていただきます。

(意見書案の朗読を省略する)

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第23、意見書案第5号の件を採決します。意見書案第5号、高レベル放射性廃棄物の最終処分地選定に関する意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願ひます。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、意見書案第5号の件は決議をすることに決定をし、決議書を関係機関に送付するものとします。

---

日程第24 意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第24、意見書案第6号、林業・木材産業の成長産業化に向けた

施策の充実・強化を求める意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

(「はい」の声)

4番八木幹男議員。

(4番 八木 幹男議員 登壇)

○4番(八木幹男議員) 朗読をもって提案にかえさせていただきます。

(意見書案の朗読を省略する)

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第24、意見書案第6号の件を採決します。意見書案第6号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についての件を、決議をすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第6号の件は決議をすることに決定をし、決議書を関係機関へ送付するものとします。

---

日程第25 意見書案第7号 適正な地方財政計画の策定を求める意見書について

---

○議長(濱田洋一議員) 日程第25、意見書案第7号、適正な地方財政計画の策定を求める意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

(「はい」の声)

12番佐藤剛敏議員。

(12番 佐藤 剛敏議員 登壇)

○12番(佐藤剛敏議員) はい、12番。朗読をもちまして提案といたします。

(意見書案の朗読を省略する)

よろしくお願いをいたします。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第25、意見書案第7号の件を採決します。意見書案第7号、適正な地方財政計画の策定を求める意見書についての件を、決議をすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、意見書案第7号の件は決議をすることに決定をして、決議書を関係機関へ送付することにします。

---

日程第26 意見書案第8号 北海道教育委員会「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第26、意見書案第8号、北海道教育委員会「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

（「はい」の声）

7番野村祐司議員。

（7番 野村 祐司議員 登壇）

○7番（野村祐司議員） 意見書案第8号、朗読をもって提案をいたします。

（意見書案の朗読を省略する）

以上でございます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。



(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第26、意見書案第8号の件を採決します。意見書案第8号、北海道教育委員会「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書についての件を、決議をすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第8号の件は決議をすることに決定をし、決議書を関係機関に送付することとします。

---

日程第27 意見書案第9号 教職員の長時間労働是正を求める意見書について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第27、意見書案第9号、教職員の長時間労働是正を求める意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

(「はい」の声)

13番杉山勝雄議員。

(13番 杉山 勝雄議員 登壇)

○13番（杉山勝雄議員） 提案いたします。

(意見書案の朗読を省略する)

よろしく願います。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第27、意見書案第9号の件を採決します。意見書案第9号、教職員の長時間労働是正を求める意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第9号の件は決議をすることに決定をし、決議書を関係機関へ送付することにいたします。

---

## 日程第 28 議員の派遣について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第 28、議員の派遣についての件を議題とします。本件について、地方自治法第 100 条第 13 項及び美瑛町議会会議規則第 127 条の規定に基づき、別紙のとおり議員の派遣をしたいと思います。

お諮りします。本議会は、別紙のとおり議員の派遣をすることにご異議はありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、別紙のとおり議員の派遣をすることに決定しました。なお、派遣場所等に変更が生じた場合には、議長において承認をしたいと思います。ご了承をお願いを申し上げます。

---

## 日程第 29 所管事務調査の申し出について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第 29、所管事務調査の申し出についての件を議題とします。本件について、総務文教常任委員会委員長角和浩幸議員、産業経済常任委員会委員長佐藤晴観議員、議会運営委員会委員長福原輝美子議員から、所管事務調査を行うために閉会中の継続審査の承認を求める申し出が、別紙のとおりありました。

お諮りします。本件については各委員長からの申し出のとおり、承認をしたいと思います。

ご異議はありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、本件は各委員長の申し出のとおり、承認をすることに決定をしました。なお、派遣地、調査事項等に変更が生じた場合においては、議長において承認をしたいと思います。ご了承をお願いを申し上げます。

---

## 閉会宣告

---

○議長（濱田洋一議員） これをもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。会議を閉じます。平成 29 年第 6 回美瑛町議会定例会を閉会します。

---

## 閉会挨拶

---

○議長（濱田洋一議員） 2 日間にわたりまして、ありがとうございます。特に 1 日目はですね、

一般質問10人ということで、大変なエネルギーを費やしたと思います。今後、それをですね、町民のために、ぜひ結果を出す形になるように、それぞれお願いを申し上げて、簡単でありますけれども、ごあいさつにかえたいと思います。ありがとうございました。

午後2時12分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成29年12月14日

美瑛町議会 議長 濱田 洋一

議員 中村 倶和

議員 桑谷 覺